# ~マナーとルールを守りましょう~ ツトの世話は飼い主の責任です!!

問合せ

建設整備課 247-8003 丹南健康福祉センター

Tel 51 - 0034

家族も同様のかわいいワンちゃん・ネコちゃんたちは、私たちの暮らしに癒しを与えてくれますが、放し飼いや フンの始末がされていない、鳴き声がうるさいなどの苦情が多く寄せられています。これらは、飼い主の気配りと 責任ある飼育で改善できるものです。無責任な飼育は、近隣の人々に迷惑をかけるばかりでなく、ペットにとって も不幸なことです。マナーとルールを守り、周りに迷惑や危害を及ぼさない心配りと良いしつけを心掛けましょう。





#### 登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後91日以上の犬を飼っている人は、飼ってから 30 日以内に犬の登録を建設整備課または各総合事務所 地域振興 G で行いましょう。また、狂犬病予防注射を 受けましょう。鑑札・注射済票を飼い犬に装着するこ とは法律で義務づけられています。

#### フンは必ず持ち帰りましょう

道路や公園に犬のフンがあると、利用者にとっては 非常に不愉快で迷惑です。散歩の時は常にビニール袋、 シャベルなどを持参し、フンをしたら速やかに処理し 持ち帰りましょう。フンをシャベルなどで河川へ投げ 入れる行為は、環境汚染の原因となりますので、絶対 にしないでください。尿はペットボトルで水を持ち歩 き、洗い流すなどしてください。

フンの胎末は 調い主の義務です











#### 室内飼いをしましょう

猫の屋内飼育は責任ある飼い主への第一歩といえま す。また、近所には猫嫌いの人や嫌いではなくても、 アレルギーなどで近寄れない、触れない人もいます。 近所への配慮やコミュニケーションを怠 らないようにしましょう。

#### 不妊・去勢手術を行いましょう

猫はとても繁殖力のある動物です。メス猫は年に数 回の発情期があり、そのたびに妊娠していると大変な 数に増えてしまいます。また、オス猫によそでむやみ に子どもを作らせることは無責任な飼い方です。飼い 主の責任で不好・去勢手術を行いましょう。

#### 野良猫にエサを与えるなら責任を持って

決まった飼い主のいない野良猫は、ところかまわず フンをしたり、ゴミ置き場を散らかしたり、いろいろ な迷惑を周囲に与えます。エサをあげるなら責任を持っ て飼い、他人に迷惑をかけないようにしましょう。





# 犬・猫共通編

### **☆** わんこにゃんこの譲渡会

丹南健康福祉センターで、毎月(4月除く)譲渡 会を開催しています。参加を希望する方は、ふく い動物愛護支援センター協会(Tel 0776-97-8632) に連絡してください。

### 🏰 首輪をさせましょう

住所・氏名を記入した首輪があれば、迷子になっ たときに役立ち、野良犬・野良猫と間違えられずに すみます。

# 



■問合せ 南条子育て支援センター Tel 47-2411 今庄子育て支援センターわかば ☎ 45-0788

#### 3月の主な活動

#### 【南条子育て支援センター】

7日(水)・8日(木)子育て教室(わくわく給食体験)

時 間 11時30分~

場所南条保育所

対象 離乳食が完了しているお子さ んと保護者

参加費 250円/組(当日集金)

※3月5日(月)までに事前予約が必要です

#### 9日(金)子育て教室(写真フレームを作ろう)

時 間 10時~11時30分

場所南条保育所

講師柴田幸子氏

#### 23日(金)子育て教室(栄養を考えた食事)

時 間 10時~11時30分

場 所 南条保健福祉センター 講師岩崎範子氏

参加費 100円

※ 21 日 (水) ~ 27 日 (火) までの期間は、南条保健 福祉センターで開設します。

#### 【今庄子育て支援センターわかば】

1日(木)ひなまつり

時 間 10時~11時30分

場 所 今庄子育て支援センターわかば

#### 14日(水)移動支援(読み聞かせ会)

時 間 10時~11時30分

場所湯尾児童館

師 今庄図書館

司書 荒本 美紀氏

南条・今庄ともに、3月の子育て支援は30日(金) まで行います。4月は4日(水)から行います。

#### 3月の保育所開放日

3月、4月の保育所開放日はありません。 5月から始まりますので、あそびに来て ください。

1年間ありがとうございました。



#### 3月20日 四~26日 月

■問合せ 南消防署 ☎45-0119 河野分署 ☎48-3119

#### 消したはず 決めつけないで 全国統一防火標語

これからの時季は、空気が乾燥し、わずかな火種が火災につながります。火を使用する際は、決してその場を離れないでください。 もし、その場から離れる場合は、完全に火が消えているかを確認してください。

また、これから春を迎えるにあたり、たき火や山での火入れ、入山者の増加が見込まれ、このことが原因となる火災が多く発生 しますので、十分な注意をお願いします。

#### 『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント』

3 **1** 寝たばこは絶対やめる。 2 ストーブは燃えやすいもの

2 ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。

3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

● 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

2 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎製品を使用する。

3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

◆ お年寄りや身体の不自由な方を守るために、隣近所との協力体制をつくる。

#### **南越消防組合管内 平成23年中の火災概要**()は前年比

▲火災件数	27件(-4件)	▲死 者	]名(-2名)
▲損害額	2,688万6千円(-3,893万4千円)	▲負傷者	4名(-2名)

·こんろ 4件(+1件) ·たき火 3件(+1件) ·ストーブ 3件(±0件)

#### 住宅用火災警報器を設置し た住宅は、「設置済シール」 を貼りましょう!

平成23年6月1日から住宅用火災 警報器の取り付けが義務化されまし た(南越前町の設置率は2月1日現在、 94.2%です)。

#### 取り付けが必要な場所は・・・

1 寝室

2 階段 (寝室が2階以上にある場合)

設置した住宅には「設置済シール」 を配布しています。最寄りの消防署 までご連絡ください。